

老 発 0331 第 3 号
保 発 0331 第 4 号
年 管 発 0331 第 3 号
令 和 4 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局長
都道府県知事
市町村長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
日本年金機構理事長

】 殿

厚 生 労 働 省 老 健 局 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 保 険 局 長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 56 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日付けで公布及び施行されたため、通知する。

改正省令の内容は下記のとおりであるため、その内容を御了知の上、関係者及び関係団体等への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いする。

なお、改正省令において改正された健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）様式第 7 号及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）様式第 10 号の 2 について

は、令和 4 年 3 月 29 日に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 46 号。）においても改正されているため、留意されたい。

記

第 1 改正の趣旨

- 1 「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）において、国民健康保険に係る特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証並びに介護保険に係る介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載については、令和 3 年度中に省令を改正し、削除することとされたことを踏まえ、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「介保則」という。）の一部を改正したこと。
- 2 保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出する証等について、被保険者の性別は被保険者証をもって確認できること等を踏まえ、当該証等について性別の記載欄を削除する等のため、健保則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）等の一部を改正したこと。

第 2 改正の内容

（1）健保則の一部改正（第 1 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 7 号（健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届）
- ②様式第 10 号(1)及び様式第 10 号(2)（健康保険高齢受給者証）
- ③様式第 13 号（健康保険特定疾病療養受療証）
- ④様式第 13 号の 2（健康保険限度額適用認定証）
- ⑤様式第 14 号（健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証）
- ⑥様式第 15 号及び様式第 15 号の 2（健康保険被保険者手帳）

イ 被保険者証の再交付の際に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

(2) 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の一部改正（第 2 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 2 号（船員保険高齢者受給者証）
- ②様式第 5 号（船員保険特定疾病療養受療証）
- ③様式第 6 号（船員保険限度額適用認定証）
- ④様式第 7 号（船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証）

イ 被保険者証の再交付の際に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

(3) 厚年則の一部改正（第 3 条関係）

様式第 10 号の 2（健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届）について、性別欄を削除する措置を講じたこと。

(4) 国保則の一部改正（第 4 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 1 号の 4 から様式第 1 号の 5 の 2 まで（国民健康保険高齢受給者証）
- ②様式第 1 号の 5 の 3（特定同一世帯所属者証明書）
- ③様式第 1 号の 6 及び様式第 1 号の 6 の 2（国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証）
- ④様式第 1 号の 6 の 3 及び様式第 1 号の 6 の 4（国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証）
- ⑤様式第 1 号の 7 及び様式第 1 号の 7 の 2（国民健康保険特定疾病療養受療証）
- ⑥様式第 1 号の 8 から様式第 1 号の 8 の 4 まで（国民健康保険限度額適用認定証）
- ⑦様式第 1 号の 9 及び様式第 1 号の 9 の 2（国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証）

イ 被保険者証及び高齢受給者証の再交付並びに移送費の支給申請等の際に市町村に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

(5) 介保則の一部改正（第 5 条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

- ①様式第 1 号の 2（介護保険負担割合証）
- ②様式第 1 号の 2 の 2（介護保険負担限度額認定証）

③様式第1号の3（介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証））

イ 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等への性別の記載を不要としたこと。

（6）健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介保則の一部改正（第6条関係）

（5）に準じた措置を講じたこと。

（7）高確則の一部改正（第7条関係）

ア 以下に掲げる様式中、性別欄を削除する措置を講じたこと。

①様式第4号（後期高齢者医療特定疾病療養受療証）

②様式第4号の2（後期高齢者医療限度額適用認定証）

③様式第5号（後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証）

イ 被保険者証の再交付の際に提出する申請書の記載事項から性別を削除したこと。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

第3 施行期日等

（1）施行期日（附則第1条関係）

改正省令は、公布日から施行するものとする。

（2）経過措置

（附則第2条、第3条及び第5条～第8条関係）

ア 保険者は、改正省令による改正後の各省令の規定にかかわらず、当分の間、改正前の各省令の規定による証等（以下「旧証等」という。）を交付することができる。この場合において、発行した旧証等は、改正後の各省令の規定にかかわらず、なお従前の例によること。（附則第2条第1項等）

イ 改正省令の施行の際現に交付されている旧証等については、改正後の各省令の規定にかかわらず、なお従前の例によること。（附則第2条第2項等）

ウ 改正省令の施行の際現にある旧証等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。（附則第2条第3項等）

（附則第4条関係）

- エ 改正省令の施行の際現にある第 3 条の規定による改正前の厚年則様式第 10 号の 2 による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届（オにおいて「旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届」という。）については、第 3 条の規定による改正後の厚年則様式第 10 号の 2 による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届とみなすこと。（附則第 4 条第 1 項）
- オ 改正省令の施行の際現にある旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。（附則第 4 条第 2 項）